

第55期

令和3年度第1回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和3年7月5日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 55 期 令和 3 年度 第 1 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 3 年 7 月 5 日（月） 14 時 30 分～15 時 30 分
開催場所	コラボしが 21 大会議室
出席状況	<p>公益代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>労働者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>使用者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>事務局 5 人</p>
出席者	<p>公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 佐野洋史 平井建志</p> <p>労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官</p>
主要議題	<p>滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について</p> <p>運営規程の改定について</p> <p>滋賀地方最低賃金審議会の公開について</p> <p>滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問）</p> <p>滋賀県最低賃金専門部会の設置について</p> <p>滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について</p> <p>実地視察について</p>
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、令和3年度 第55期、第1回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は第55期の委員改選後、最初の会議ですので、会長が選出されるまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

まず、本日の委員の皆様のご出席状況ですが、定数15名のところ、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名のご出席をいただいています。従って、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席をいただいていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

また、前年度第6回審議会にて議決されているとおり、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開とし、傍聴の申込みを受け付けていたところ、傍聴を希望される方が4名おられましたので、本日、傍聴していただいていることを報告します。

それでは、まず初めに滋賀労働局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（局長）

滋賀労働局長の待鳥でございます。

第55期滋賀地方最低賃金審議会の第1回となる審議会開催にあたりまして、ひとこと、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご参集たまわり、誠にありがとうございます。また、皆様には日ごろから、最低賃金行政をはじめと致しまして労働行政全般の運営にご尽力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、滋賀県の最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただくため、本審議会を開催したところでございますけれども、その他にも時代の流れに合わせた審議会のオンライン化や公開化にかかる規程の改正等も審議いただくこととなっております。

最低賃金に関しましては本年6月18日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2021」いわゆる「^{ほねぶたと}骨太の方針」及び「成長戦略フォローアップ」におきましては、感染症の影響を受けて厳しい状況の企業に配慮しつつ、雇用の維持との両立を図りながら、賃上げしやすい環境整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げて

きた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む、という風にされているところでございます。

本審議会におかれましては、このような状況を十分ご考慮いただきながら、10 月 1 日の発効を目処にご審議をよろしくお願い申し上げます。

私ども事務局と致しましても、審議が円滑に行われますよう務めてまいりたいと考えておりますので、全会一致による合意形成が図れますよう重ねてお願い申し上げます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局（室長）

それではお手元の資料No.1、第 55 期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。

最低賃金法第 22 条及び最低賃金審議会令第 2 条第 2 項に基づき、代表委員として公労使それぞれ 5 名ずつ任命させていただいています。皆様には、第 55 期滋賀地方最低賃金審議会委員として、令和 3 年から令和 5 年 4 月 30 日までの任期でお世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、公益代表委員に 1 名、労働者代表委員に 1 名の交替があったことをご報告します。

なお、労働者代表委員については、ホームページでご紹介させていただいたとおり吉田委員が 5 月 1 日付で就任されましたが、ご都合によりご退任され、その後、補欠委員として、榎並委員にご就任いただいています。

新しく就任いただいた委員の方からおひとこといただき、その後議題に入らせていただきたいと思います。

それでは、公益代表の木下委員からひとこと、よろしくお願い申し上げます。

○公益代表委員

昨年度まで特定最低賃金専門部会の公益委員をしていた木下です。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（室長）

ありがとうございます。

続いて、労働者代表の榎並委員、よろしくお願い申し上げます。

○労働者代表委員

今期より新しく本審委員をさせていただくことになった榎並です。昨年度までは特定最低賃金専門部会の労働者代表委員をしていました。よろしくお願いします。

○事務局（室長）

ありがとうございます。

次に、事務局からは、人事異動により、労働基準部長と室長補佐、賃金指導官の3名が交代となっていますので、ご挨拶させていただきます。

まず、労働基準部長の矢野です。

○事務局（基準部長）

矢野です。よろしくお願いします。

〔部長 起立、礼〕

○事務局（室長）

室長補佐の神崎です。

○事務局（室長補佐）

神崎です。よろしくお願いします。

〔神崎 起立、礼〕

○事務局（室長）

それから賃金指導官の福間です。

○事務局（賃金指導官）

福間です。よろしくお願いします。

〔福間 起立、礼〕

○事務局（室長）

今年度は交代しましたメンバーも含めて、この事務局で運営します。日程調整等、何かと

ご無理を申し上げています、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（１）「滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について」に入りたいと思います。

会長及び会長代理の選出については、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益を代表する委員の中から選出することになっています。

当審議会においては、従来から、公益代表委員の中から推薦をいただいています。今回についても、そのような形でよろしいか、お伺いします。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○事務局（室長）

ご賛同をいただきましたので、公益代表委員の方からご推薦をお願いします。

○公益代表委員

公益委員の佐野です。

会長及び会長代理については、会長には平井委員を、会長代理には石井委員を推薦します。

○事務局（室長）

ただ今、佐野委員から、平井委員を会長に、石井委員を会長代理にというご提案がありました。他にありませんか。

○全委員

〔意見無し〕

○事務局（室長）

よろしいですか。

他に無いということですので、会長には平井委員、会長代理には石井委員でよろしいですか。よろしい方は挙手願います。

○全委員

〔委員全員挙手〕

○事務局（室長）

全委員のご賛同をいただいたので、平井委員を会長、石井委員を会長代理とします。

〔事務局が会長、会長代理の前にプレートを置く〕

○事務局（室長）

それでは、平井会長、おひとことお願いします。

○会長

昨年度まで、会長代理をさせていただいた平井です。今年度は、昨年度に続いてコロナ禍での難しい審議となりますが、どうぞよろしくお願いします。

○事務局（室長）

ありがとうございました。続いて、石井会長代理よりおひとことお願いします。

○会長代理

会長代理を承りました石井と申します。皆様どうぞよろしくお願いします。

○事務局（室長）

ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行を平井会長にお願いします。

○会長

それでは、議題（２）「運営規程の改定について」審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

私からの説明は３点あります。

まず1点目は、議事録の署名廃止についてです。審議会運営規程第7条第1項、専門部会運営規程第8条第1項、小委員会運営規程第8条第1項で、議事録に署名すると規定されています。しかし、昨年度からの署名押印の廃止の見地から、署名の廃止についてご検討いただければと思います。

2点目は、議事要旨の作成と公開についてです。規程により、公開された審議については議事録を、非公開の審議については議事要旨を公開することとされていますが、議事録作成に時間がかかっています。国民に審議内容を迅速に公開する必要があるため、公開された審議も議事録に先駆けて議事要旨を作成しこれを公開したく、ご検討をお願いできればと思います。

3点目は、本審の審議会におけるオンライン参加についてです。新型コロナウイルス感染症拡大防止とデジタル化の流れの中で、昨年度から各種会議においてオンライン会議システムの利用が行われています。オンライン会議システムの利用については、デジタル環境整備が進まないと利用できませんが、今後の利用を考慮し、規程に盛り込むことをご検討いただければと思います。オンラインについては、本審議会を公開しなければならないことから、現状は実施が難しいということがあります。規程の改定を先に行っていただければと思います。したがって、この改定の目的は、オンライン会議システム参加委員の議決権を認めることです。

○会長

ただ今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問等がありますか。

○全委員

〔意見、質問無し〕

○会長

それでは、まず、署名押印についてどうするか決めたいと思います。署名押印廃止の見地から、審議会・専門部会・小委員会の議事録について、案のとおり署名廃止としたいと思いますが、いかがですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

異議がありませんでしたので、審議会・専門部会・小委員会の議事録について、事務局（案）のとおり署名廃止を決定します。

次に、議事録が公開される場合でも、議事録に先駆けて議事要旨を作成して公開することについてですが、最低賃金審議の内容を迅速に国民に知らせるためにも、これを採用したいと思いますが、いかがですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

異議がありませんでしたので、（案）のとおり決定します。

最後に、オンライン会議システムの利用についてですが、新型コロナウイルス感染症対策のため主に外部会場を借りて行っている最低賃金審議会の現状では、今年度の実施は難しいと思われませんが、今後のことを考えて、規程の改定について事務局案どおりに行いたいと思います。いかがですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

ありがとうございます。異議がありませんでしたので、これについても、事務局（案）のとおり決定します。

次に、議題（３）「滋賀地方最低賃金審議会の公開について」審議したいと思います。滋賀地方最低賃金審議会運営規程とそれに基づく第 55 期の審議会・専門部会・小委員会の公開・非公開等に関する確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、滋賀地方最低賃金審議会の運営規程のうち、会議の公開について説明させていた

だきます。

「滋賀地方最低賃金審議会運営規程」第6条において、会議の公開について規定しており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされています。説明は以上です。

○事務局(室長)

私の方からも説明させていただきます。滋賀地方最低賃金審議会は、運営規程第6条第1項に規定されている「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、特別検討小委員会等の小委員会、専門部会、本審のうち異議審議以外は公開し異議審は非公開としてきました。

しかし、審議会審議の公開化が近年強く求められていることから、さらなる公開化をご検討いただければと思います。

なお、非公開となっている本審の異議審については、平成29年度までは公開していました。それが、滋賀局において平成30年度から非公開となっています。これについては当時、非公開の局の方が多かったということもあったようです。しかし、現在は、公開の方が多くなっていることを申し添えます。

○会長

ただ今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はありますか。

○全委員

〔意見、質問無し〕

○会長

それでは、第55期の審議会・専門部会・小委員会の公開について、各委員の意見はいかがですか。まず、労働者側委員からご意見をお願いします。

○労働者代表委員

本審については公開することについて了といたします。専門部会・小委員会についてはこれまでどおり非公開でどうかと考えています。

○会長

本審については異議審の公開も含め全て公開することに賛成ということですか。

○労働者代表委員

はい。

○会長

ありがとうございます。それでは、使用者側委員のご意見はいかがですか。

○使用者代表委員

使用者側としての考え方も、先ほど労働者代表委員の内容と全く同感です。本審は異議審を含めて全て公開でよいと考えています。ただし、専門部会と小委員会については非公開ということでもよいと考えています。

○会長

ありがとうございます。今のご意見以外のご意見をお持ちの委員はいらっしゃいますか。

○全委員

〔意見なし〕

○会長

それでは、第 55 期については、本審は異議審も含めて全て公開することとし、小委員会と専門部会に関しては「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合及び率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして非公開としたいと思います。よろしいですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

異議が無かったので、第 55 期は、本審は異議審も含めて全て公開とし、小委員会と専門部会に関しては従来と同じく非公開とします

次に、議題（４）「滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

それでは、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

会長、局長、お手数ですが、前にお進み下さい。

〔会長、局長、公益代表委員テーブル前に移動〕

〔局長より会長に対して諮問文を朗読後、手交〕

○事務局(室長)

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

諮問文の配布をさせていただきます。

〔事務局、諮問文写しの配布〕

○事務局(室長補佐)

それでは、諮問文を朗読します。

滋労発基 0705 第 1 号

令和 3 年 7 月 5 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 待鳥 浩二

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○会長

続いて、事務局から、諮問文に記載されている事項に関する資料について説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、諮問文に関する資料について説明します。

まず、21 ページ、資料No. 4 が、諮問文にある「経済財政運営と改革の基本方針 2021（抜粋）」です。6 月 18 日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっており、最低賃金の引上げについては、主に最終項目（25 ページ（3）賃上げを通じた経済の底上げ）で、

「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」とされています。

次に 27 ページ、資料No. 5 が「成長戦略フォローアップ（抜粋）」で、同じく 6 月 18 日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっています。こちらも 30 ページの③賃金の部分に資料No. 3 と同じ内容が記載されています。以上です。

○会長

ただ今の事務局の説明について何かありますか。

○全委員

〔意見・質問なし〕

○会長

次に、議題（５）の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長補佐)

それでは、専門部会の設置について、ご説明いたします。

最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されています。また、同条第 3 項で「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされています。

最低賃金審議会令第 6 条 1 項に専門部会の委員は 9 人以内とするとされており、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ 3 名の 9 名で構成されるということとなっています。

労働者代表委員および使用者代表委員については、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により、関係労使の推薦を得て労働局長が任命することとなっており、本日、労使委員の推薦公示を行い、締切り期日は 7 月 20 日です。

○会長

事務局の説明にご意見・ご質問はありますか。

○全委員

〔なし〕の声あり。

○会長

では事務局の説明通りに進めていきます。

次に、議題（６）の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置等について」です。事務局から説明して下さい。

○事務局(室長)

これについて、私の説明は３点です。

まず１点目は、特別検討小委員会の設置についてです。従来から、当局の審議会では、毎年、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無を検討する場として、特別検討小委員会を開催しています。前年度の第６回の本審議会でも、特定（産業別）最低賃金の必要性審議のすべてを行うか一部を行うかは別として、特別検討小委員会を設置すること自体については異論が無かったことから、今期においても設置させていただきたいと考えています。

２点目は特定（産業別）最低賃金の必要性審議を専門部会で行うか否かです。令和３年度３月に開催された第６回本審議会において、労働者代表委員が意向表明した６業種のうち、現在、滋賀県最低賃金額未満となっている新繊維工業・各種商品小売業の２業種については関係労使の参加する専門部会で必要性審議を行ってほしいというご意見をいただいています。これについてもご審議をお願いします。

なお、特定（産業別）最低賃金の必要性審議を、専門部会か、従来行ってきた特別検討小委員会か、どちらで行うかは、運営検討小委員会を設置して検討する方法があることを申し添えます。

３点目は、特定（産業別）最低賃金の必要性審議の場における意見陳述についてです。昨年度の第６回本審議会で、労働者代表委員から、滋賀県最低賃金額未満となっている新繊維工業・各種商品小売業の２業種については、必要性審議の場で、関係労働者から意見を陳述する機会を設けてほしいというご意見をいただいています。このような機会を設けるか否かについても、ご審議をお願いします。

なお、委員以外の方が小委員会や専門部会に参加する方法としては、参考人とオブザーバーの２つの方法があります。

このうち参考人とは、各会の長が認めた場合、委員以外の関係労使や専門家等が会で意見を発表し質問対応を行うものです。その場合、審議には参加できないことから、質問対応が終わればすぐに審議会場から退出していただくことになります。意見発表については、通常、事

前に事務局との事前打ち合わせ等を行います。なお、参考人については現行規程ですでに定められているため、本審議会で改めて決議を取る必要はありません。

これに対して、オブザーバーについては、委員ではありませんが、審議の場で自由に発言ができ、議決には参加できない者のことです。オブザーバーの規定はまだ無いため、これを設ける場合には、本審で決議し各規程を改正する必要があります。以上です。

○会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、まず、特別検討小委員会の設置については、申出があった全部の業種の必要性審議をすべて同小委員会で行うか否かは別にして、設置して審議すること自体については昨年の第6回本審議会において特に反対意見はありませんでした。したがって、本年度においても特別検討小委員会を設置したいと思いますが、その点よろしいですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

異議がなかったため、本年度についても特別検討小委員会を設置して特定最低賃金の必要性審議を実施します。

次に、特定最低賃金のうち、いくつかの申出業種の必要性審議を行う場合に、専門部会で検討するか、従来と同じく特別検討小委員会で検討するかについて、及び、特定最低賃金の必要性審議の場で関係労働者の意見陳述の機会を設けるか否かの2点について、新しい期になり新任の委員の方もおられますので、その提案のご趣旨を、労働者代表委員からご説明願います。

また、意見陳述を行う方法として、参考人とオブザーバーのどちらを希望されるかについてもお願いします。

○労働者代表委員

令和2年度第6回本審の時にも申し上げましたが、必要性の審議をやってきて、状況的に厳しい中で、意見陳述の場が欲しいという意見が当該産業の中から出てきました。そのため、新しいメンバーとなった今期に、必要性審議を検討できる場を是非とも設置していただきたい

と思います。これについては、専門部会が一番ふさわしいという気がします。そのような委員会を持つのがいいのか改めて検討が必要と思います。当該産業に係る意見陳述の方法については、参考人という扱いでお願いしたいという立ち位置です。

○会長

ありがとうございます。

今の労働者側委員のご説明について、使用者側委員のご意見はいかがですか。

○使用者代表委員

使用者側としての考え方は、基本的には、従来通り特別検討小委員会の中で、特定最低賃金の必要性の審議について議論すれば良いと考えています。

また、すでに埋没している新繊維と各種商品小売についての関係労働者の意見陳述ということに関しては、小委員会運営規程第6条第3項の中でも決められてある通り、参考人として意見をいただくことで本年度より運用してみてもどうか、と考えています。

ただし、特定最低賃金についての使用者側の考え方は、従来から一貫している考え方だということを理解いただきたい。以上です。

○会長

必要性審議を専門部会で検討するというご意見があったのですが、使用者側としては去年と同じ特別検討小委員会でやるべきだという考え方ですね。

労働者側は如何ですか。使用者側はそのようなご意見ですが。

○労働者代表委員

専門委員会の設置となると、開催時期がずれて遅くなるため、とりあえず今年については、特別検討小委員会の中で意見陳述をしていきたいと思います。

○会長

わかりました。

意見陳述に関しは、使用者側、労働者側ともに、参考人の制度を使ってやっていると、どちらもそのようなご意見ですね。そうしましたら、特定最低賃金の申出業種について必要性審

議を行うのは、今年も特別検討小委員会で検討し、各業種の意見陳述は参考人方式で従来の規定を利用してやっていくということによろしいですね。

特別検討小委員会で意見発表をする場合は小委員会規程第6条第3項により参加可能だということですが、参加の事務手続きについて事務局から説明してください。

○事務局(室長)

それでは、参加手続きにつきましてご説明します。

滋賀地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項では、「小委員会は委員長が必要と認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。」とされていますが、この規程で所定の様式は定めていません。従って、委員が参考人の参加を求める場合、その委員会の会長宛てに、推薦する委員の氏名と参考人の方の職名・氏名と参加を求める理由を記載した推薦書と、参考人の「同意もしくは承諾書」を、書面で提出するという手続きをしていただくこととなります。提出については、日程の都合上、8月4日までをお願いします。その後は事務局と参考人の方で打ち合わせを行う必要があるということをお伝えします。以上です。

○会長

参考人についての事務手続きは、事務局の説明のとおりとなりますので、招致を希望される委員は、期限までに事務局に手続きをお願いします。

続いて設置することになった特別検討小委員会委員の選出について協議します。

先ず、公益側は、事前に公益委員会議を開催し、これにより石井委員、佐野委員、それに私、平井を推薦することになりました。労使各側も、できればこの場で推薦をお願いしたいのですが、労働者側から如何ですか。

○労働者代表委員

それでは、大西委員、大江委員と、私 池内で対応します。

○会長

使用者側は如何ですか。

○使用者代表委員

使用者側は 石田委員、中村委員と、私 西田の3名で対応させていただきます。

○会長

ありがとうございました。公益代表は私 平井と石井委員と佐野委員、労働者代表は大西委員と池内委員と大江委員、使用者代表は西田委員と石田委員と中村委員の推薦がありました。以上のメンバーでよろしいですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

ありがとうございます。それでは本年度はこのメンバーで進めます。

続いて、議題の(7)「実地視察について」ですが、事務局より説明してください。

○事務局(室長)

それでは「実地視察について」説明します。

委員の皆様は業種や地域等の実態を直接認識していただき、有効な審議を踏むことを主眼に、各委員の皆様方に作業実態や労働環境等を見ていただくことは、有意義なことと考えています。また、労使の委員の皆様からも、実態を見ることは非常に有益であり、特に公益委員に見ていただきたいという話もお伺いしており、実施につきご賛同いただいています。しかし、昨年度に引き続き今年度も、新型コロナの影響があり、事業場との折衝、事業場および委員の方々への新型コロナ対策等のため、実施が非常に困難な状況となっています。実地視察は、地域最低賃金と特定産業別最低賃金がありますが、実施時期が7月に迫っている地域別最低賃金すなわち滋賀県最低賃金に関する実施視察については、今年度は見送りとしたいと考えています。

また、特定最低賃金の実地視察については、実施時期が8月の下旬から9月となるため、もう少し時間があることから、実施の可能性について事務局で検討させていただきたいと思えます。

○会長

事務局から説明がありましたが、本年度は地域別最低賃金の実地視察を実施しないこととしてよろしいですか。また、特定最低賃金については、事務局で検討し、次回の審議会で議論するということよろしいですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

委員の皆様方の合意が得られたため、本年度の滋賀県最低賃金実地視察を見送ります。

それでは、議題の最後（7）「その他」ということですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長補佐)

それでは、本日お配りした資料について、本来であれば中身を細かく説明させていただくべきものですが、コロナ渦の状況の中の審議会であることから、時間短縮のため、資料No.6以下について簡単に説明します。

31 ページ、資料No.6については「滋賀県内経済情勢報告」となっています。総括判断としては、「厳しい状況にあるものの、持ち直している」とされています。

続いて、35 ページの資料No.7については「法人企業景気予測調査」となっています。37 ページ「概況」1.景況において、全産業の現状判断は「上昇」超、先行きも「上昇」超とされています。

43 ページの資料No.8については、「滋賀県鉱工業指数（令和3年4月速報）」です。概要として、生産指数は2ヵ月ぶりに上昇、出荷指数も2ヵ月ぶりに上昇、在庫指数は2ヵ月ぶりに低下となっています。

57 ページの資料No.9については、「大津市における費目別標準生計費（1人）の推移」を示しています。

59 ページ資料No.10 は、大津市の「消費者物価指数（令和3年）5月分」となっています。

71 ページ、資料No.11 については、各集計機関別に発表された春季賃上げ回答妥結状況等を

お示ししています。例年では、6月ではなく7月上旬に発表されたもので資料を作成していますが、資料を作成した月の関係で、6月の時点での比較となっていますので、これより継続がある場合は、第2回本審以降で訂正された資料を提供します。

73 ページの資料No.12 は、「最近の雇用失業情勢」です。こちらは、滋賀労働局職業安定部が6月末に公表した5月の雇用失業情勢となっています。5月の有効求人倍率(季節調整値)は前月を0.01ポイント上回る0.92倍で、就業地別有効求人倍率は1.16倍で前月を0.03ポイント上回っています。

79 ページ、資料No.13 は「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。
資料の説明については以上です。

○会長

ここまでの事務局の説明について何かご質問・ご意見はありませんか。

○全委員

〔質問、意見なし〕

○会長

それでは、引き続き残りの資料の説明をお願いします。

○事務局(室長)

続いて私から、今年度の審議の日程(案)について説明します。

お手元の資料No.14「令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」をご覧ください。

年月が記載された左表をご覧ください。赤字で示していますが、10月1日の発効を目指す期限は、8月5日に答申をいただき、答申要旨の公示を15日間以上行って、異議の申出の受付を8月20日金曜日まで行います。官報公示は9月1日水曜日となります。

次に、資料 No. 15 をご覧ください。こちらが滋賀県の日程です。7月中に目安額が示されることを前提とし、事前にお伺いした委員の皆様方のご都合と合わせて検討した結果をこの「令和3年度 滋賀地方最低賃金審議会 開催日程(案)」として示させていただいています。

ご覧いただいたとおり、7月28日水曜日開催の第2回本審で目安の伝達を行った後、翌日に専門部会を開催し、8月3日火曜日までの日程で滋賀県最低賃金の金額審議を専門部会で進め、8月4日水曜日の午後に第3回本審議会で答申をいただきたいと考えています。なお、8月4日水曜日午前に予備日を設けています。

期日までに異議の申出がない場合でも、本年度も昨年度と同様に8月23日月曜日に第4回の審議会を開催し、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の答申と、特定（産業別）最低賃金改正の諮問を予定しています。どうぞよろしく申し上げます。

また、特別検討小委員会については、8月18日水曜日の午前9時30分から、板金工業組合会議室で開催を予定しています。

皆様方には、ご多忙のところ、集中的な審議となり、大変恐縮ですが、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

最後になりますが、中央最低賃金審議会の目安の答申日が遅れた場合には委員の皆様にご連絡させていただきましますので、ご協力をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○会長

今、説明があった日程についてご質問等がありますか。

○全委員

〔意見、質問なし〕

○会長

委員の方からほかに何かありますか。

○全委員

〔なし〕

○会長

事務局から他に何かありますか。

○事務局(室長)

はい、事務局からは、滋賀県労働組合総連合から「最賃審議会にかかる申し入れ」があったことについて説明させていただきます。配布のとおり、今年4月19日、滋賀県労働組合総連合から滋賀労働局長に対し、最低賃金審議の公開・透明性の確保と、最低賃金審議会委員の任命について申し入れがなされましたので、報告します。

○会長

それでは、本日の会議はこれで終了します。

なお、議事録署名については、本審議会で運営規程を改正したので、今後は行わないこととなりましたのでご留意願います。同様に、本審は議事録の他に議事要旨を作成し、議事要旨を先に公開することになりますので、併せてご留意願います。

それでは終了します。お疲れ様でした。

[閉会]